

新市庁舎移転に向けた議会部分設備の運用面等の検討  
(協議事項2：本会議の運用面)に関する理事会協議結果  
(平成30年8月10日)

1 前提条件（導入決定済みの議場設備）

(1) 電子採決システム用の投票ボタン

議長席・各議員席

(2) 議場内モニター・スクリーン → **別紙**（資料9-2）

ア 小型モニター（10インチ）

議長席・演壇に各2台

イ 大型モニター（65インチ）

議員席左右入り口上に各1台

ウ 傍聴席モニター（55インチ）

傍聴席左右に各1台

エ 議場正面スクリーン（200インチ）

左右各1面（格納式。本会議において使用する場面がない場合等は、議場の景観を損なわないよう格納します。）

2 電子採決システムの運用案

(1) 電子採決を用いる案件の範囲

本会議の議事手続上の決定（※）を除き、議案（修正案含む）・請願  
に対する市会の意思決定において、電子採決を用います。

ただし、全会一致の場合は、引き続き簡易採決を用います。

※ 本会議の議事手続上の決定の主な例

会期の決定、会議規則第18条の動議、議員派遣、議案の撤回、  
閉会中継続審査等

## (2) 電子採決の手順

- ア 投票ボタンによる採決を行う旨の宣告
- イ 表決に付す議案等の宣告・委員会報告書の結果報告
- ウ 投票開始の宣告
- エ 投票漏れの有無の確認
- オ 投票終了の宣告・集計
- カ 投票結果・議決結果の報告

<投票ボタンのイメージ>



・押したボタンを点灯させるなど、自身の投票状況がわかるようにします。

※ 賛成・反対のいずれも選択のない場合は棄権票とみなします。

## (3) 議場内モニター・スクリーンへの表示内容

### ア 大型モニター

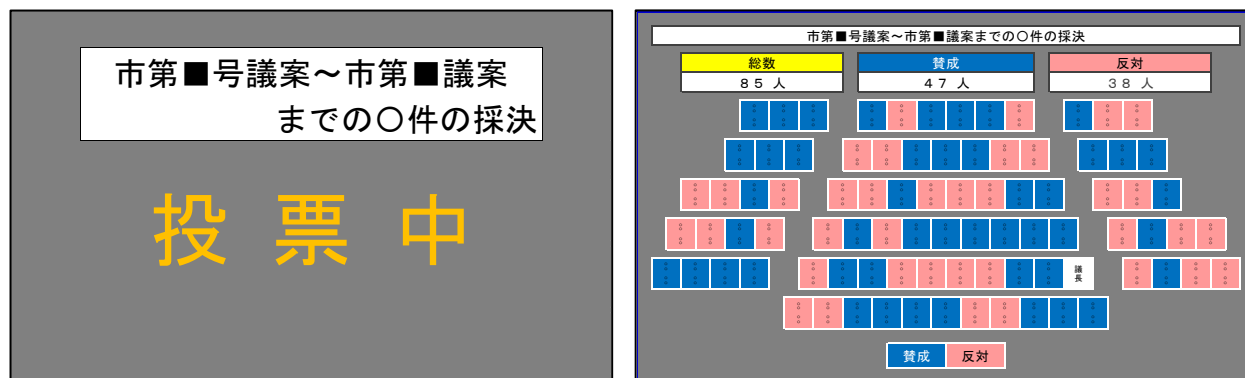
採決の進行に応じて、出席議員数、投票ボタンの操作方法等を表示します。

### イ 議場正面スクリーン及び傍聴席モニター

採決の進行に応じて、表決に付す議案等の名称、投票結果等を表示します。

投票結果は、投票総数・賛成票数・反対票数に加え、各議員の賛否状況を確認できるように、賛成・反対に応じて色分けした議席図を表示します。

<表示内容イメージ>



## (4) 会議録での扱い

記名投票と同様に、会議録に各議員の賛否態度を掲載します。

### 3 議場内モニター・スクリーンの運用案

#### (1) 大型モニター及び議場正面スクリーン

電子採決の投票結果等の表示に使用するほか、市歌斉唱、市会歓迎行事及び市会見学などにおいて活用します。

#### (2) 傍聴席モニター

電子採決の投票結果等の表示に使用するほか、会議の進行に応じて、主に以下のコンテンツを表示します。

○傍聴者への案内・注意事項

○市会からのお知らせ・PR情報(今後の本会議・委員会の案内等)

○インターネット中継映像

<傍聴者への案内イメージ>

<傍聴上の注意事項>

- 1 携帯電話の電源をお切りください。
- 2 傍聴席での飲食はご遠慮ください。

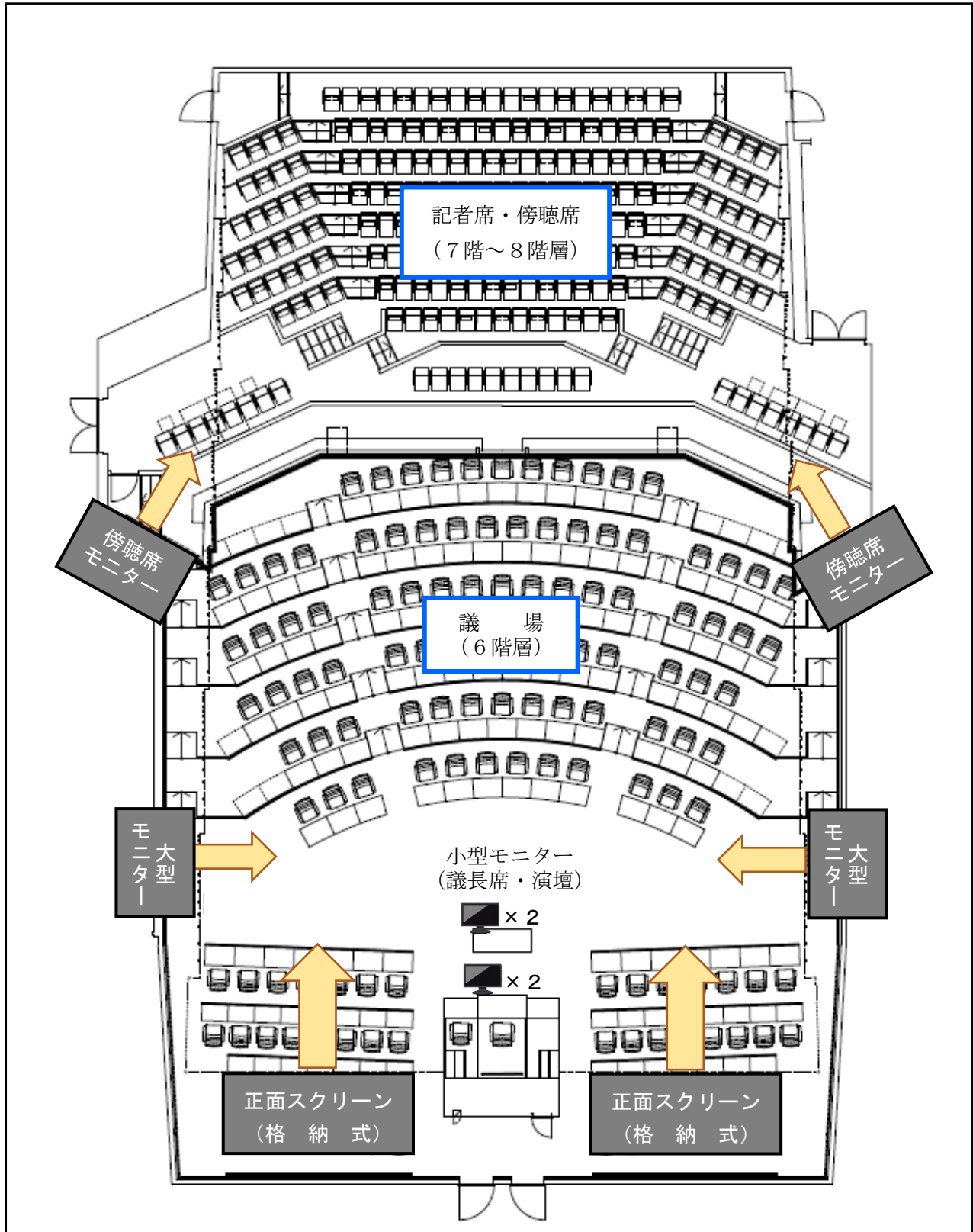
※ 発言残時間について、議長席及び演壇の小型モニターに秒単位で表示し、大型モニター・議場正面スクリーン及び傍聴席モニターには表示しません。

※ 出席議員数について、議長席の小型モニターのみ表示します。

<残時間秒表示イメージ>



## ○ 議場内モニター・スクリーンの配置図



新市庁舎移転に向けた議会部分設備の運用面等の検討  
(協議事項3：常任・特別・運営委員会の運用面)に関する  
理事会協議結果（平成30年9月10日）

1 前提条件（導入決定済みの委員会室設備）

※ 別紙（資料10-2）配置図参照

(1) スクリーン（100インチ以上）

正副委員長席正面に1面

(2) モニター（80インチ）

正副委員長席から見て左右壁面に各1台

2 委員会室内スクリーン・モニターの運用案

(1) スクリーン

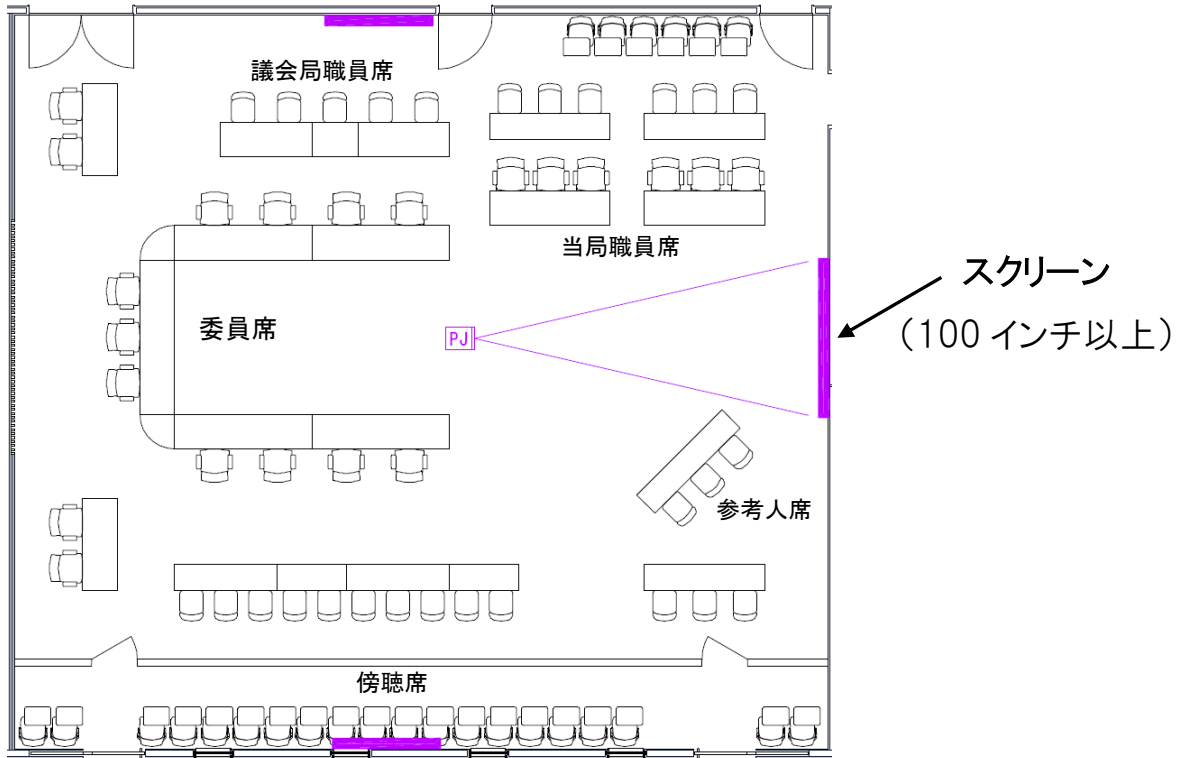
参考人招致等の際に、説明用資料や映像等の表示に使用します。

(2) モニター

説明者が、議題に関する説明の際に、説明を補完するために、図表や写真等の表示に使用します。

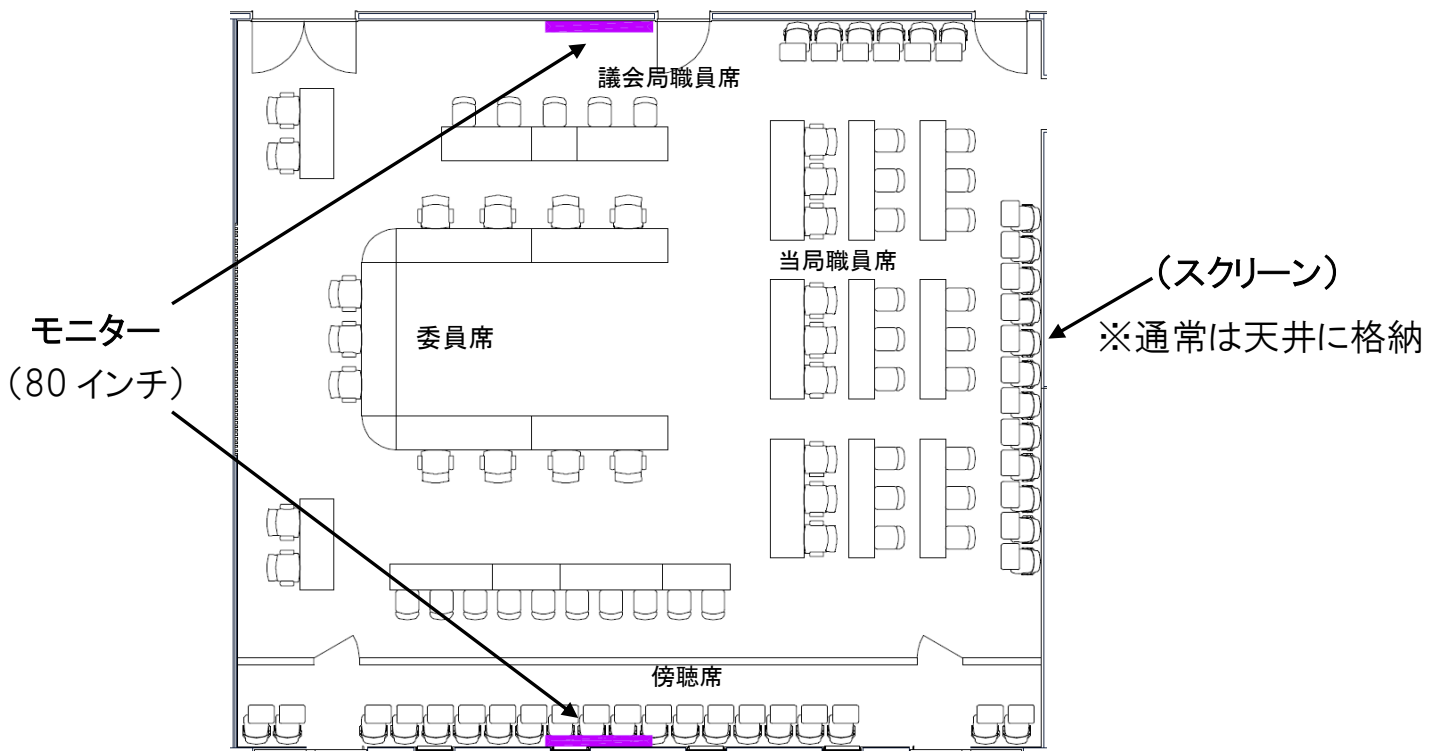
- ・ 当局による議案や報告事項の説明
- ・ 議員提出議案等における提案者の説明

●スクリーン・モニターの配置図(参考人招致実施時のレイアウト)



※ プロジェクターは、可搬型タイプで利用する時に設置します。

●スクリーン・モニターの配置図(通常の委員会開催時のレイアウト)



新市庁舎移転に向けた議会部分設備の運用面等の検討  
 (協議事項 4 : 予算・決算特別委員会の運用面) に関する  
 理事会協議結果 (平成30年 9 月10日)

1 前提条件 (導入決定済みの委員会室設備)

※ **別紙** (資料 1 1 - 2) 配置図参照

- ・ スクリーン (120インチ 1面)
- ・ 大型モニター (80インチ 2台)
- ・ 中型モニター (55インチ 9台)
- ・ 小型モニター (10インチ 2台)

2 委員会室内スクリーン・モニターの運用案

(1) 委員・当局職員用スクリーン・モニター【**別紙**(資料 1 1 - 2)の赤色】

パネルの拡大表示としてスクリーンに表示している図表・写真等の資料について、新市庁舎においては全席から視認できるようスクリーン及び委員・当局職員用中型モニターに表示します。

また、現行では局別審査で実施しているパネルの拡大表示について、総合審査でも実施します。



<表示資料のイメージ>

(2) 傍聴者用モニター【別紙】(資料11-2)のオレンジ色】

委員会の進行に応じて、主に以下のコンテンツを表示します。

○傍聴者への案内・注意事項

○市会からのお知らせ・PR情報(今後の本会議・委員会の案内等)

○インターネット中継映像

※スクリーン等に資料を表示する際、インターネット中継では表示資料が放映されず。

(3) 質問残時間等表示モニター【別紙】(資料11-2)の青色】

使用時間及び質問残時間を表示します。

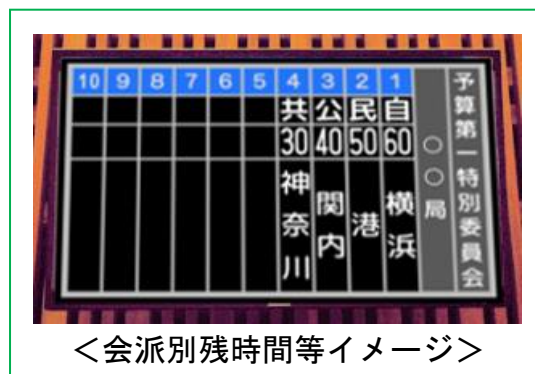
※委員長席及び質問者席の小型モニターには秒単位で表示し、壁面の大型及び中型モニターには分単位で表示します。

※使用時間の計測方法は、現行どおり着座センサーによる自動計測とします。



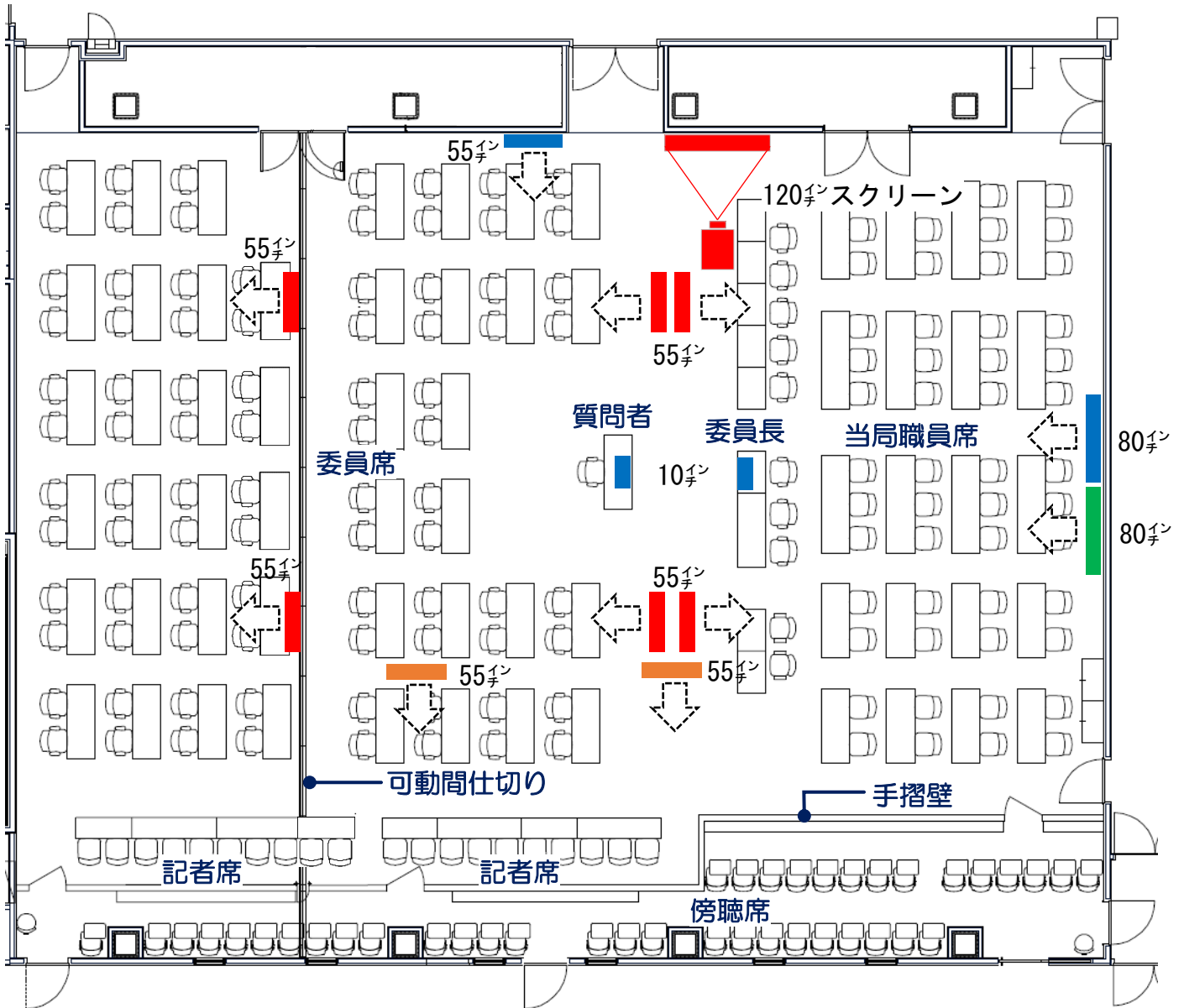
(4) 会派別残時間等表示モニター【別紙】(資料11-2)の緑色】

現行でホワイトボードに掲示している質問者順や会派別残時間について、大型モニターに表示します。





●スクリーン・モニターの配置図



	委員・当局職員用 (資料表示)		傍聴者用 (ネット中継等)		質問残時間等		会派別残時間等
---	--------------------	---	------------------	---	--------	---	---------